

芳賀町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 芳賀町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスを実現するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 芳賀町長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切及び一般乗用旅客自動車運送事業者
- (4) 社団法人栃木県バス協会
- (5) 社団法人栃木県タクシー協会
- (6) 住民又は利用者代表
- (7) 関東運輸局栃木支局長
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体
- (9) 道路管理者、栃木県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に議長を置く。

- 2 議長は、町長が務め交通会議を代表し、会務を総理する。
- 3 議長に事故がある場合には、あらかじめ議長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数の賛成により決する。
- 5 交通会議は、原則として公開する。
- 6 交通会議の庶務は、町企画課において処理する。
- 7 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、町企画課に連絡・通報窓口を定めるものとする。

(協議結果の取扱い)

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第6条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、第3条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し、意見を聴くことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、議長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。